

令和6年5月10日

事業主各位

渋谷公共職業安定所
スクールコーナー

令和6年度 高卒求人採用選考活動について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当所の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年3月高校卒業予定者対象求人の採用選考活動については下記のとおりとなります。事業主の皆様におかれましては、厳しい経済状況の中とは存じますが、選考開始日等に関するルールを順守のうえ、令和7年3月高校卒業予定者向け求人のハローワークへの申込について手続きいただきますようご案内いたします。公平かつ公正な採用選考を実施いただくようお願いいたします。

記

1. 【新規高等学校卒業者の求人活動のルール】

求人申込、推薦、選考開始期日等新規高等学校卒業者の求人活動ルールについては、東京都の教育機関等および経営者団体で構成する「東京都高等学校就職問題検討会議」において【東京都高等学校就職問題検討会議の申し合わせについて】（同封資料1）により決定されていますので、遵守いただくようお願いいたします。

2. 【新規高等学校卒業者の求人申込手続き等にあたって】

(1) 新規高卒求人申込説明会について

今年度は会場にお集まりいただく説明会の開催は行いません。

ハローワーク渋谷における求人申込手続きおよび求人申込時の必要書類の詳細については、同封の「**ハローワーク渋谷求人申込手続きのご案内**」（令和7年3月高卒者用）をご確認ください。

(2) 東京労働局ホームページ内で、「**新卒者募集のために（高校生）**」および「**高卒求人申込書の書き方**」について、動画を配信しているほか《**ハローワーク渋谷ホームページでも動画による説明**》を行います。求人申込の前に必ずご視聴ください。

3. 【公正な採用選考について】

新規高等学校卒業者の選考に関し、「本人の適性と能力に全く関係のない事項（家族構成、家族の職業、愛読書、購読新聞等）を質問する」、「全国高等学校統一用紙以外の提出を求める」、「採用選考期日を守らない」「求人票に記載のない選考を実施した」等の不適正事案が都内事業所で昨年度も報告されています。

不適正事案が発生した場合は、学校等からの通報に基づき東京労働局およびハローワークにおいて事業所への事実確認および是正指導を行うこととなります。また、不正な求人活動を行った場合には次年度の求人票へ、その旨記載する場合がありますので、十分にご留意ください。

詳細は、「'25新卒者募集のために」「採用と人権」「公正な採用と選考をめざして」等でご確認ください。東京労働局および厚生労働省のホームページにて掲載しております。（ハローワーク渋谷ホームページからご確認ください。）選考に関わる担当者全員で十分な打ち合わせを行った上で公正な採用選考を実施いただくようお願いいたします。

4. 【求人募集の中止（取消）・募集人員の削減、入職時期の取り下げ等について】

新規学校卒業者（中学、高校、大学等）の求人募集の中止（取消）、募集人員の削減は原則できません。高卒求人は求人申込を行った翌年度の6月30日まで有効（募集中）となり、求人数が充足するまで取消しできません。（令和7年3月卒業者対象の求人は令和7年6月30日まで）適切な求人数かどうか募集人員が真に必要な人数であるか適切な新卒者採用計画に基づき求人申込を行ってください。

なお、高卒・大卒問わず、**事業規模の縮小等によりやむを得ず、求人募集の中止、募集人員の削減、入職時期の繰下げ、内定取り消し等を行う場合は、職業安定法施行規則第35条第2項の規定により事前にハローワーク渋谷スクールコーナーあてご連絡ください。**

5. 【その他】

今回送付している書類および新規学校卒業者対象求人申込に関連する書類情報等はすべて【ハローワーク渋谷ホームページ】に掲載しています。ご確認ください。

ハローワーク渋谷> 事業主の皆様へ> 新卒者の求人申込み> 2：新規高等学校卒業予定者

- 【高校生のための合同企業説明会】の開催を令和6年7月18日に予定しております。詳細は6月10日ごろハローワーク渋谷ホームページに掲載予定です。参加を希望される場合等は、ホームページ内に掲載する情報をご確認ください。
- 【高卒者採用】にかかるアンケートを実施しております。ハローワーク渋谷ホームページ内アンケートフォームより回答いただけます。アンケートの回答にご協力ください。

ハローワーク渋谷 スクールコーナー

【所在地】〒150-0041 東京都渋谷区神南1-3-5

【電話】03-3476-8609（35#）

【E-mail】shibuya-school@mhlw.go.jp